

# 奈良市公報

号外第4号

(平成30年3月告示)

平成30年6月22日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
製作 株式会社 春日

## 目次

### 告 示

- 平成30年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等……………2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………2
- 一般競争入札の実施……………2
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………2
- 住居番号の設定……………3
- 道路の位置指定（2件）……………3
- 放置自転車等の保管……………3
- 放置自転車等の処分……………4
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………4
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の廃止……………4
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）……………5
- 都市計画公園事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………7
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………7
- 放置自転車等の保管……………8
- 都市計画道路事業の事業計画の認可の告示……………8
- 都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………8
- 道路の位置指定……………8
- 住居表示の変更案の公示……………8
- 放置自転車等の保管……………9
- 平成28年度市・県民税納税通知書の公示送達……………9
- 平成29年度市・県民税納税通知書の公示送達……………9
- 開発行為に関する工事の完了……………9
- 放置自転車等の保管……………9

- 開発行為に関する工事の完了……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 開発行為に関する工事の完了……………10
- 特定計量器の定期検査の実施……………10
- 障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定……………10
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 住民票の職権消除……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 開発行為に関する工事の完了……………12
- 差押調書の公示送達（4件）……………13
- 平成29年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………13
- 奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示……………20
- 介護保険法の規定による地域密着サービス事業者の指定……………20
- 開発行為に関する工事の完了……………20
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………20
- 指定管理者の指定……………20
- 奈良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱を廃止する告示……………21
- 平成30年度奈良市一般会計予算の要領……………21
- 奈良市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………43
- 奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱……………47
- 奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱……………51
- 都市公園の供用開始……………52
- 奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示……………52
- 奈良市家庭的保育事業実施要綱を廃止する告示……………52
- 奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………52
- 奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………52
- 奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………53
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………54

- 事業計画のある道路の指定.....54
- 都市計画下水道変更の案の公衆縦覧.....54
- 農地利用集積計画の決定.....55
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定.....55
- 生活保護法の規定による施術者の指定.....55
- 開発行為に関する工事の完了.....55
- 市道路線の廃止.....56
- 市道路線の認定.....56
- 道路の区域決定.....58
- 道路の供用開始.....60
- 歩行者専用道路の指定.....63
- 道路の区域決定.....63
- 道路の供用開始.....70
- 奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示.....77
- 森林整備計画の公衆の閲覧.....77
- 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業計画の変更...77
- 奈良市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示.....77

## 告 示

### 奈良市告示第111号

平成30年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により公示します。

平成30年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 縦覧の場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 東棟2階 資産税課
- 2 縦覧の期間  
平成30年4月2日から平成30年5月1日まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。
- 3 縦覧の時間  
午前9時から午後5時まで  
(平成30年3月1日揭示済)

### 奈良市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出

| 指定年月日     | 医療機関名             | 所在地          | 開設者氏名                         |
|-----------|-------------------|--------------|-------------------------------|
| 平成30年3月1日 | オレンジ薬局<br>帝塚山大学前店 | 奈良市三碓町2143-1 | 株式会社オレンジファーマシー<br>代表取締役 柳生 美江 |

(平成30年3月1日揭示済)

### 奈良市告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第

がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項           | 変更前                 | 変更後                 |
|----------------|---------------------|---------------------|
| 代表者の氏名<br>及び住所 | 多田 隆嗣<br>奈良市山町686番地 | 中井 史郎<br>奈良市山町671番地 |

#### 2 変更の年月日

平成30年2月11日

(平成30年3月1日揭示済)

### 奈良市告示第113号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成30年3月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称)辰市こども園園舎新築工事に伴う機械設備工事
- (2) 工事場所 奈良市杏町414番4他8筆
- (3) 工事期間 契約の日から平成30年3月31日まで
- (4) 工事概要 機械設備工事一式
- (5) 予定価格 73,650千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 63,414千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成30年3月1日揭示済)

### 奈良市告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年3月1日

奈良市長 仲川元庸

42条の2第1項、第46条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条

第1号、第78条の11第1号、第85条第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成30年3月1日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号      | 事業所              |             | 事業者              |               | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 |
|------------|------------------|-------------|------------------|---------------|-----------------------|
|            | 所在地              | 名称          | 法人所在地            | 法人名           |                       |
| 2970107831 | 奈良市南京終町3丁目397-2  | ライサポデイくらぶ奈良 | 奈良市南城戸町28番地      | 有限会社ヤマキ代務サービス | 平成30年3月1日             |
| 2970107849 | 奈良市南京終町四丁目378番34 | タナカ介護相談所    | 奈良市南京終町四丁目378番34 | キンキグループ合同会社   | 平成30年3月1日             |
| 2970107856 | 奈良市高天市町22番地の1    | デイサービス太陽あさひ | 奈良市高天市町22番地の1    | 株式会社エース       | 平成30年3月1日             |
| 2970100141 | 奈良市四条大路二丁目860-1  | ほれほれ四条大路    | 奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号  | 株式会社ひまわりの会    | 平成30年3月1日             |

(平成30年3月1日掲示済)

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市告示第116号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第4項の規定により告示します。

平成30年3月2日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年3月2日掲示済)

### 奈良市告示第117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年3月2日

奈良市長 仲川元庸

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 申請者住所 | 奈良市左京三丁目15番地の8  |
| 申請者氏名 | 沼田 尚起           |
| 道路の位置 | 奈良市三条松町383番2の一部 |
| 道路の幅員 | 最大6.02m 最小6.02m |
| 道路の延長 | 33.15m          |
| 指定年月日 | 平成30年3月2日       |
| 指定番号  | 第H2913号         |

(平成30年3月2日掲示済)

### 奈良市告示第118号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年3月2日

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市藤ノ木台一丁目8番1号              |
| 申請者氏名 | 株式会社 マルヤマ<br>代表取締役 丸山 佳映    |
| 道路の位置 | 奈良市学園大和町六丁目700番及び701番26の各一部 |
| 道路の幅員 | 最大8.00m 最小4.00m             |
| 道路の延長 | 38.41m                      |
| 指定年月日 | 平成30年3月2日                   |
| 指定番号  | 第H2904号                     |

(平成30年3月2日掲示済)

### 奈良市告示第119号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月5日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成30年3月4日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288番地の1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課  
電話0742-34-1111代表  
(平成30年3月5日揭示済)

**奈良市告示第120号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成30年3月5日

- 1 指定年月日 平成30年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 処分の根拠  
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288番地の1  
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日  
平成30年3月5日
- 処分対象自転車等の移動年月日  
平成29年8月3日、同月4日、同月6日、同月8日、同月15日、同月18日、同月21日、同月22日及び同月24日  
(平成30年3月5日揭示済)

**奈良市告示第121号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年3月6日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号      | 事業者            |          |                       | 事業所          |          |                       | サービス種類   |
|------------|----------------|----------|-----------------------|--------------|----------|-----------------------|----------|
|            | 名称             | 郵便番号     | 住所                    | 名称           | 郵便番号     | 住所                    |          |
| 2920100324 | 一般社団法人みやこいち福祉会 | 630-8114 | 奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号     | ジョイアスらいふ     | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町266-9        | 共同生活援助   |
| 2910102751 | 一般社団法人みやこいち福祉会 | 630-8114 | 奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号     | ジョイアスらいふ     | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町266-9        | 短期入所     |
| 2910100912 | 社会福祉法人中川会      | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町167番地       | 社会福祉法人中川会    | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町167番地       | 就労継続支援A型 |
| 2910102736 | 一般社団法人愛ハピネス    | 631-0012 | 奈良県奈良市中山町1144-1 102号室 | 障がいサービス愛ハピネス | 631-0012 | 奈良県奈良市中山町1144-1 102号室 | 行動援護     |

(平成30年3月6日揭示済)

**奈良市告示第122号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項に規定

- 1 廃止年月日 平成30年2月28日

する指定一般相談支援事業者を廃止しましたので、同法第51条の30第1項第2号の規定に基づき告示します。

平成30年3月6日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号      | 事業者        |          |                               | 事業所         |          |                               | サービス種類 |
|------------|------------|----------|-------------------------------|-------------|----------|-------------------------------|--------|
|            | 名称         | 郵便番号     | 住所                            | 名称          | 郵便番号     | 住所                            |        |
| 2930100298 | 社会福祉法人ぶろぼの | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町三丁目5-39第3やまと建設ビル201号 | 相談支援事業所ぶろぼの | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町三丁目5-39第3やまと建設ビル202号 | 地域移行支援 |

(平成30年3月6日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を指定(更新)しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

奈良市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する

平成30年3月6日

奈良市長 仲川 元 庸

| 事業所番号      | 事業者名称             | 郵便番号     | 事業者住所               | 事業所名称        | 郵便番号     | 事業所住所                    | サービス種類     | 指定更新年月日    | 指定有効期限      |
|------------|-------------------|----------|---------------------|--------------|----------|--------------------------|------------|------------|-------------|
| 2910100649 | 有限会社在宅介護サービスラブ    | 631-0816 | 奈良県奈良市西大寺本町7-2      | 在宅介護サービスラブ   | 630-8001 | 奈良県奈良市法華寺町1376フルール一条202号 | 同行援護       | 平成29年12月1日 | 平成35年11月30日 |
| 2910101563 | エンジェルハート株式会社      | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町1-183-22  | エンジェルハート     | 630-8053 | 奈良県奈良市七条一丁目36-45-103     | 居宅介護       | 平成30年1月1日  | 平成35年12月31日 |
| 2910101563 | エンジェルハート株式会社      | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町1-183-22  | エンジェルハート     | 630-8053 | 奈良県奈良市七条一丁目36-45-103     | 重度訪問介護     | 平成30年1月1日  | 平成35年12月31日 |
| 2910101589 | 社会福祉法人あゆみの会       | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1381-1     | サポートシステムあゆみ  | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1388-2          | 居宅介護       | 平成30年1月1日  | 平成35年12月31日 |
| 2910101589 | 社会福祉法人あゆみの会       | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1381-1     | サポートシステムあゆみ  | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1388-2          | 重度訪問介護     | 平成30年1月1日  | 平成35年12月31日 |
| 2910101589 | 社会福祉法人あゆみの会       | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1381-1     | サポートシステムあゆみ  | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1388-2          | 行動援護       | 平成30年1月1日  | 平成35年12月31日 |
| 2910101589 | 社会福祉法人あゆみの会       | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1381-1     | サポートシステムあゆみ  | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1388-2          | 同行援護       | 平成30年1月1日  | 平成35年12月31日 |
| 2910101597 | 株式会社SHARA         | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町1115-16   | 訪問介護事業所SHARA | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町1115-16        | 居宅介護       | 平成30年2月1日  | 平成36年1月31日  |
| 2910101597 | 株式会社SHARA         | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町1115-16   | 訪問介護事業所SHARA | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町1115-16        | 重度訪問介護     | 平成30年2月1日  | 平成36年1月31日  |
| 2910101597 | 株式会社SHARA         | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町1115-16   | 訪問介護事業所SHARA | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町1115-16        | 同行援護       | 平成30年2月1日  | 平成36年1月31日  |
| 2910101613 | 特定非営利活動法人NSネットワーク | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町973番8号     | 空と海          | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町973番8号          | 生活介護       | 平成30年2月1日  | 平成36年1月31日  |
| 2910101613 | 特定非営利活動法人NSネットワーク | 630-8013 | 奈良県奈良市三条大路1-9-11    | 空と海          | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町973番8号          | 就労継続支援(B型) | 平成30年2月1日  | 平成36年1月31日  |
| 2910101654 | 株式会社サンケア          | 631-0041 | 奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地 | サンケア・デイセンター  | 631-0041 | 奈良県奈良市学園大和町1-304         | 生活介護       | 平成30年3月1日  | 平成36年2月29日  |
| 2910101654 | 株式会社サンケア          | 631-0041 | 奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地 | サンケア・デイセンター  | 631-0041 | 奈良県奈良市学園大和町1-304         | 就労継続支援(B型) | 平成30年3月1日  | 平成36年2月29日  |

|            |                |          |                  |            |          |                  |            |           |            |
|------------|----------------|----------|------------------|------------|----------|------------------|------------|-----------|------------|
| 2910100490 | 社会福祉法人成美学寮     | 630-1231 | 奈良県奈良市柳生下町445    | 成美寮        | 630-1231 | 奈良県奈良市柳生下町446-3  | 生活介護       | 平成30年3月1日 | 平成36年2月29日 |
| 2910100490 | 社会福祉法人成美学寮     | 630-1231 | 奈良県奈良市柳生下町445    | 成美寮        | 630-1231 | 奈良県奈良市柳生下町446-3  | 施設入所支援     | 平成30年3月1日 | 平成36年2月29日 |
| 2910101639 | 社会福祉法人青葉仁会     | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1   | ポラーノ広場     | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓町2146-2  | 生活介護       | 平成30年3月1日 | 平成36年2月29日 |
| 2910101639 | 社会福祉法人青葉仁会     | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1   | ポラーノ広場     | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓町2146-2  | 就労継続支援（B型） | 平成30年3月1日 | 平成36年2月29日 |
| 2910100524 | 社会福祉法人大倭安宿苑    | 631-0042 | 奈良県奈良市大倭町5-27    | 障害者支援施設菅原園 | 631-0042 | 奈良県奈良市大倭町4-6     | 生活介護       | 平成30年3月1日 | 平成36年2月29日 |
| 2910100524 | 社会福祉法人大倭安宿苑    | 631-0042 | 奈良県奈良市大倭町5-27    | 障害者支援施設菅原園 | 631-0042 | 奈良県奈良市大倭町4-6     | 施設入所支援     | 平成30年3月1日 | 平成36年2月29日 |
| 2910101647 | 特定非営利活動法人きららの木 | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓町2250-11 | きららの木いろ葉   | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓町2250-11 | 生活介護       | 平成30年3月1日 | 平成36年2月29日 |

(平成30年3月6日揭示済)

**奈良市告示第124号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業8・6・7平城宮跡歴史公園事業の認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成30年3月6日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部公園緑地課

(平成30年3月6日揭示済)

**奈良市告示第125号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年3月6日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年3月6日揭示済)

**奈良市告示第126号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月7日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称    | 医療機関の所在地                      | 廃止年月日       |
|------------|-------------------------------|-------------|
| サエラ薬局 学園前店 | 奈良県奈良市学園北一丁目9番1号 パラディ学園前II 5F | 平成29年12月31日 |

(平成30年3月7日揭示済)

**奈良市告示第127号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年3月7日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称    | 医療機関の所在地                      | 指定年月日     |
|------------|-------------------------------|-----------|
| サエラ薬局 学園前店 | 奈良県奈良市学園北一丁目9番1号 パラディ学園前II 5F | 平成30年1月1日 |

|   |                                |  |            |
|---|--------------------------------|--|------------|
| (平成30年3月7日揭示済)  |                                | 介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。<br>平成30年3月7日<br>奈良市長 仲川元庸 |            |
| <b>奈良市告示第128号</b>                                       |                                |  |            |
| 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定 |                                |  |            |
| 指定介護機関  |                                | 廃止した施設又は廃止した事業の種類  | 廃止年月日      |
| 名称  | 所在地                            |  |            |
| 開設者   |                                | 地域密着型通所介護<br>通所型サービス(みなし)  | 平成30年1月31日 |
| 名称  | 主たる事務所の所在地                     |  |            |
| デイサービス ロココ  | 奈良県奈良市学園朝日元町二丁目527番地の15        |  |            |
| 合同会社ROCOCO  | 奈良県生駒市桜ヶ丘2番18号                 |  |            |
| (平成30年3月7日揭示済)  |                                | とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。<br>平成30年3月7日<br>奈良市長 仲川元庸               |            |
| <b>奈良市告示第129号</b>                                       |                                |  |            |
| 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の  |                                |  |            |
| 指定介護機関  |                                | 施設又は実施する事業の種類  | 指定年月日      |
| 名称  | 所在地                            |  |            |
| 開設者   |                                | 居宅介護支援事業(介護計画作成)   | 平成30年2月1日  |
| 名称  | 主たる事務所の所在地                     |  |            |
| ほっとハート居宅介護支援事業所   | 奈良県奈良市七条町100番地の4               |  |            |
| 日本ホスピタルサポート株式会社   | 奈良県奈良市七条町100番地の4               |  |            |
| 居宅「コンペイトウ」  | 奈良県奈良市帝塚山南四丁目13番18号            | 居宅介護支援事業(介護計画作成)   | 平成30年2月1日  |
| 株式会社konpeito.com  | 奈良県奈良市帝塚山南四丁目13番18号            |  |            |
| デイサービス ロココ  | 奈良県奈良市学園朝日元町二丁目527番地の15        | 地域密着型通所介護<br>通所型サービス(みなし)  | 平成30年2月1日  |
| 株式会社ナレッジハンズケアサービス                                       | 兵庫県神戸市東灘区森南町二丁目4番1号            |  |            |
| (平成30年3月7日揭示済)  |                                | 定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。<br>平成30年3月7日<br>奈良市長 仲川元庸    |            |
| <b>奈良市告示第130号</b>                                       |                                |  |            |
| 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規                            |                                |  |            |
| 指定施術者の氏名  |                                | 施術の種類  | 指定年月日      |
| 施術所の名称  | 施術所の所在地                        |  |            |
| 立花 清司   |                                | 柔道整復   | 平成30年2月15日 |
| ゆう整骨院   | 奈良県奈良市三条町512番地の3<br>ピュアグランデ1号室 |  |            |
| (平成30年3月7日揭示済)  |                                | の規定により石木町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。<br>平成30年3月8日  |            |
| <b>奈良市告示第131号</b>                                       |                                |  |            |
| 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項                           |                                |  |            |

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                      | 変更後                      |
|------------|--------------------------|--------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 今中 秀治<br>奈良市石木町<br>498番地 | 今西 清修<br>奈良市石木町<br>465番地 |

## 2 変更の年月日

平成30年3月4日

(平成30年3月8日揭示済)

## 奈良市告示第132号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月9日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成30年3月9日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成30年3月9日揭示済)

## 奈良市告示第133号

平成30年3月9日付け奈良県告示第485号をもって大和都市計画道路事業3・4・128号大安寺柏木線の事業計画の認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告します。

平成30年3月12日

奈良市長 仲川元庸

## 1 施行者の名称

奈良市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業

3・4・128号大安寺柏木線

## 3 事業施行期間

平成30年3月9日から平成37年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

奈良市八条四丁目地内

## (2) 使用の部分

なし

(平成30年3月12日揭示済)

## 奈良市告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規

定により大和都市計画道路事業3・4・128号大安寺柏木線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成30年3月12日

奈良市長 仲川元庸

## 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路建設課

(平成30年3月12日揭示済)

## 奈良市告示第135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年3月12日

奈良市長 仲川元庸

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市柏木町519番23号            |
| 申請者氏名 | 株式会社 吉川商事<br>代表取締役 吉川 彰浩 |
| 道路の位置 | 奈良市富雄北三丁目2556番13の一部      |
| 道路の幅員 | 最大6.00m 最小6.00m          |
| 道路の延長 | 22.79m                   |
| 指定年月日 | 平成30年3月12日               |
| 指定番号  | 第H2906号                  |

(平成30年3月12日揭示済)

## 奈良市告示第136号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を付して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成30年3月12日

奈良市長 仲川元庸



変更案

|     | 変更前                        | 変更後       |
|-----|----------------------------|-----------|
| 区 域 | 別図1のとおり                    | 別図2のとおり   |
| 名 称 | 菅原町の一部                     | 菅原東一丁目    |
|     | 菅原町及び青野町の各一部               | 菅原東二丁目    |
|     | 菅原町、横領町、宝来町及び西大寺国見町二丁目の各一部 | 西大寺国見町三丁目 |
|     | 菅原町、宝来町及び横領町の各一部           | 西大寺国見町二丁目 |

別図1及び別図2省略

(平成30年3月12日揭示済)

奈良市告示第137号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年3月13日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年3月13日揭示済)

奈良市告示第138号

平成28年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成30年3月13日

奈良市長 仲川元庸

|               |        |
|---------------|--------|
| 1 この通知書の発送年月日 | 別紙のとおり |
| 2 送達を受けるべき者   | 別紙のとおり |

別紙省略

(平成30年3月13日揭示済)

奈良市告示第139号

平成29年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成30年3月13日

奈良市長 仲川元庸

|               |        |
|---------------|--------|
| 1 この通知書の発送年月日 | 別紙のとおり |
| 2 送達を受けるべき者   | 別紙のとおり |

別紙省略

(平成30年3月13日揭示済)

奈良市告示第140号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年3月27日 奈良市指令整開 第16A-50号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年3月13日 第1617号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番42

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番地の42

石村 茂

(平成30年3月13日揭示済)

奈良市告示第141号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年3月15日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年3月15日揭示済)

**奈良市告示第142号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月15日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成27年11月20日 奈良市指令都整開 第15A-31号  
平成30年2月13日 奈良市指令都整開 第15A-31-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年3月15日 第1618号  
公共施設 平成30年3月15日 第782号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市船橋町8番2の一部及び9番4、北市町59番6並びに法蓮町27番2

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市船橋町8番地

一般財団法人 沢井病院 代表理事 青山 信房

- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 防火水槽

奈良市法蓮町27番2の一部

(平成30年3月15日揭示済)

**奈良市告示第143号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月16日

奈良市長 仲川 元 庸

| 区 域                 | 区 分 | 月 日（曜日）                             | 時 間                        | 場 所       |
|---------------------|-----|-------------------------------------|----------------------------|-----------|
| 都祁地区<br>及び<br>月ヶ瀬地区 | 質量計 | 4月24日（火）から4月27日（金）まで                | 10：00～12：00<br>13：00～15：30 | 月ヶ瀬行政センター |
|                     |     | 5月9日（水）から5月10日（木）まで                 | 10：00～12：00<br>13：00～15：30 | 都祁行政センター  |
|                     |     | 5月11日（金）から5月21日（月）まで<br>ただし、土・日を除く。 | 10：00～15：30                | 質量計の所在場所  |

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(平成30年3月16日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年3月16日

奈良市長 仲川 元 庸

**奈良市告示第144号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

| 指定年月日     | 医療機関名         | 所在地                         | 開設者氏名                  |
|-----------|---------------|-----------------------------|------------------------|
| 平成30年1月1日 | サエラ薬局<br>学園前店 | 奈良市学園北一丁目9-1<br>パラディ学園前Ⅱ 5階 | 株式会社サエラ<br>代表取締役 小池 由久 |

(平成30年3月16日揭示済)

**奈良市告示第145号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により今在家町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月16日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項              | 変 更 前                    | 変 更 後                       |
|-------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 事 務 所 の 所 在 地     | 奈良市今在家町<br>34番地          | 奈良市川上町<br>573番地の12          |
| 代表者の氏名<br>及 び 住 所 | 平野 康隆<br>奈良市今在家町<br>34番地 | 石井 種夫<br>奈良市川上町<br>573番地の12 |

- 2 変更の年月日

平成30年1月14日

(平成30年3月16日揭示済)

**奈良市告示第146号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成30年1月9日 奈良市指令整開 第17A-42号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年3月16日 第1619号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大宮町一丁目44番1の一部及び45番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市東灘区向洋町西5丁目9番  
株式会社トーホーキャッシュアンドキャリアー  
代表取締役 奥野 邦治

(平成30年3月16日揭示済)

#### 奈良市告示第147号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成30年3月19日

奈良市長 仲川元庸

省略

(平成30年3月19日揭示済)

#### 奈良市告示第148号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成30年3月19日

- 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年3月19日揭示済)

#### 奈良市告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号

平成28年9月27日 奈良市指令整開 第16A-26号

平成29年3月21日 奈良市指令整開

第16A-26-1号

平成30年2月23日 奈良市指令整開

第16A-26-2号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年3月19日 第1620号

- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市石木町634番1

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

クラフト株式会社 代表取締役 森 要

(平成30年3月19日揭示済)

#### 奈良市告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号

平成30年2月6日 奈良市指令整開 第17A-49号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年3月19日 第1621号

- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条栄町196番1の一部及び196番7

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市北区鞍馬口通寺町西入新御霊口町262番地304号  
株式会社北側 代表取締役 北側 吉彦

(平成30年3月19日揭示済)

**奈良市告示第151号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

示します。

平成30年3月20日

奈良市長 仲川元庸

|   | 医療機関の名称       | 医療機関の所在地           | 変更年月日       |
|---|---------------|--------------------|-------------|
| 旧 | 訪問看護ステーションあおい | 奈良県奈良市あやめ池北一丁目5番5号 | 平成29年12月25日 |
| 新 | 訪問看護ステーションあおい | 奈良県奈良市中山町1251番地の1  |             |

(平成30年3月20日揭示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年3月20日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第152号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

|   | 指定介護機関               |                             | 開設者              | 変更年月日       |
|---|----------------------|-----------------------------|------------------|-------------|
|   | 名称                   | 所在地                         |                  |             |
| 旧 | 有限会社あんしん             | 奈良県奈良市中山町1250番地の7           | 有限会社あんしん         | 平成29年12月25日 |
| 新 | 有限会社あんしん             | 奈良県奈良市中山町1251番地の1           | 有限会社あんしん         |             |
| 旧 | 訪問看護ステーションあおい        | 奈良県奈良市あやめ池北一丁目5番5号          | 有限会社あんしん         | 平成29年12月25日 |
| 新 | 訪問看護ステーションあおい        | 奈良県奈良市中山町1251番地の1           | 有限会社あんしん         |             |
| 旧 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護あんしん | 奈良県奈良市中山町1250番地の7           | 有限会社あんしん         | 平成29年12月25日 |
| 新 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護あんしん | 奈良県奈良市中山町1251番地の1           | 有限会社あんしん         |             |
| 旧 | ほへと訪問介護ステーション        | 奈良県奈良市中山町122-1<br>シャトレ中山102 | 特定非営利活動法人まごのて東大阪 | 平成30年1月11日  |
| 新 | ほへと訪問介護ステーション        | 奈良県奈良市中山町1511-1<br>天寿の里106号 | 特定非営利活動法人まごのて東大阪 |             |

(平成30年3月20日揭示済)

(平成30年3月22日揭示済)

**奈良市告示第153号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成30年3月22日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

**奈良市告示第154号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年8月23日 奈良市指令整開 第17A-24号  
平成30年3月8日 奈良市指令整開 第17A-24-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年3月23日 第1622号  
公共施設 平成30年3月23日 第783号

- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市菅原町674番1、674番2の一部、675番、676番、677番1、677番2の一部及び677番3の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市六条二丁目2番1号  
社会福祉法人健仁会 理事長 萩原 長子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 調整池  
奈良市菅原町674番1の一部、675番の一部及び676番の一部  
(平成30年3月23日揭示済)

**奈良市告示第155号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年3月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略  
(平成30年3月23日揭示済)

**奈良市告示第156号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年3月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略  
(平成30年3月23日揭示済)

**奈良市告示第157号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定

により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年3月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略  
(平成30年3月23日揭示済)

**奈良市告示第158号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条第1項第5号及び第9号の規定に基づき、下記のとおり指定居宅介護等事業者の指定を取り消しましたので、同法第51条第1項第4号の規定により公示します。

平成30年3月26日

奈良市長 仲川 元庸

指定取消の内容

- (1) 事業者の名称  
合同会社しあわせ工房
- (2) 事業者の所在地  
奈良市杉ヶ町35-2 中田ビル101号
- (3) 事業所の名称  
かなで(旧事業所名:生活支援センターホホエモ)
- (4) 事業所の所在地  
奈良市杉ヶ町35-2 中田ビル101号
- (5) 指定取消年月日  
平成30年5月1日
- (6) サービス種類  
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護  
(平成30年3月26日揭示済)

**奈良市告示第159号**

平成30年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成30年3月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 平成29年度奈良市一般会計補正予算(第6号)
- 2 平成29年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 3 平成29年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成29年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 5 平成29年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)
- 6 平成29年度奈良市下水道事業会計補正予算(第2号)

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

平成29年度奈良市一般会計  
補正予算(第6号)

平成29年度奈良市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,679,284千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,27,604,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

| 款                   | 項                      | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円 | 計<br>千円    |
|---------------------|------------------------|-------------|-----------|------------|
| 1. 市                | 税                      | 52,666,175  | △ 300,000 | 52,366,175 |
|                     | 1. 市 民 税               | 26,124,590  | △ 60,000  | 26,064,590 |
|                     | 2. 固 定 資 産 税           | 19,803,628  | △ 185,330 | 19,618,298 |
|                     | 7. 都 市 計 画 税           | 3,368,688   | △ 54,670  | 3,314,018  |
| 2. 地 方 譲 与 税        |                        | 820,000     | △ 20,000  | 800,000    |
|                     | 1. 地 方 揮 発 油 税 譲 与     | 250,000     | △ 30,000  | 220,000    |
|                     | 2. 地 方 自 動 車 重 量 税 譲 与 | 570,000     | 10,000    | 580,000    |
| 10. 地 方 特 例 交 付 金   |                        | 230,000     | △ 37,138  | 192,862    |
|                     | 1. 地 方 特 例 交 付 金       | 230,000     | △ 37,138  | 192,862    |
| 11. 地 方 交 付 税       |                        | 13,766,233  | 199,436   | 13,965,669 |
|                     | 1. 地 方 交 付 税           | 13,766,233  | 199,436   | 13,965,669 |
| 13. 分 担 金 及 び 借 入 金 |                        | 1,328,909   | △ 21,712  | 1,307,197  |
|                     | 1. 分 担 金               | 27,610      | △ 21,712  | 5,898      |
| 14. 借 入 料 及 び 借 入 料 |                        | 2,337,850   | 6,300     | 2,344,150  |
|                     | 1. 借 入 料               | 1,682,911   | 6,300     | 1,689,211  |
| 15. 国 庫 支 出 金       |                        | 23,663,321  | △ 782,836 | 22,880,485 |
|                     | 1. 国 庫 負 担 金           | 19,977,305  | 44,834    | 20,022,139 |
|                     | 4. 国 庫 交 付 金           | 1,446,011   | △ 827,670 | 618,341    |
| 16. 県 支 出 金         |                        | 7,990,893   | △ 68,234  | 7,922,659  |
|                     | 1. 県 負 担 金             | 5,952,121   | 40,750    | 5,992,871  |
|                     | 2. 県 補 助 金             | 1,711,490   | △ 88,069  | 1,623,421  |
|                     | 3. 県 委 託 金             | 192,665     | △ 8,700   | 183,965    |
|                     | 4. 県 交 付 金             | 134,617     | △ 12,215  | 122,402    |

| 款       | 項          | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円   | 計<br>千円     |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 19. 繰入金 |            | 909,724     | 300,000     | 1,209,724   |
|         | 1. 基金繰入金   | 909,724     | 300,000     | 1,209,724   |
| 21. 諸収入 |            | 3,349,434   | △ 230,000   | 3,119,434   |
|         | 3. 貸付金元利収入 | 1,217,111   | △ 230,000   | 987,111     |
| 22. 市債  |            | 12,580,700  | △ 725,100   | 11,855,600  |
|         | 1. 市債      | 12,580,700  | △ 725,100   | 11,855,600  |
| 歳入      | 合計         | 129,284,111 | △ 1,679,284 | 127,604,827 |

歳出

| 款          | 項           | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円 | 計<br>千円    |
|------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 1. 議会費     |             | 708,419     | 1,135     | 709,554    |
|            | 1. 議会費      | 708,419     | 1,135     | 709,554    |
| 2. 総務費     |             | 14,239,111  | △ 41,641  | 14,197,470 |
|            | 1. 総務管理費    | 10,275,510  | 26,345    | 10,301,855 |
|            | 2. 企画費      | 1,520,342   | △ 13,000  | 1,507,342  |
|            | 3. 徴税費      | 1,342,243   | 4,962     | 1,347,205  |
|            | 4. 籍住民基本台帳費 | 532,601     | 1,710     | 534,311    |
| 3. 民生費     | 5. 選挙費      | 458,459     | △ 62,248  | 396,211    |
|            | 6. 統計調査費    | 26,919      | 106       | 27,025     |
|            | 7. 監査委員費    | 83,037      | 484       | 83,521     |
|            |             | 57,596,431  | 105,047   | 57,701,478 |
| 1. 社会福祉費   |             | 25,885,253  | 265,348   | 26,150,601 |
|            | 2. 児童福祉費    | 18,340,944  | △ 163,544 | 18,177,400 |
|            | 3. 生活保護費    | 13,157,445  | 3,018     | 13,160,463 |
| 4. 国民年金事務費 |             | 212,789     | 225       | 213,014    |

| 款         | 項        | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円   | 計<br>千円    |
|-----------|----------|-------------|-------------|------------|
| 4. 衛生費    |          | 10,555,808  | 17,320      | 10,573,128 |
|           | 1. 保健衛生費 | 2,101,667   | 20,684      | 2,122,351  |
|           | 2. 保健所費  | 1,883,974   | 14,401      | 1,898,375  |
| 5. 労働費    |          | 5,906,935   | △ 17,765    | 5,889,170  |
|           | 1. 労働諸費  | 125,358     | 93          | 125,451    |
| 6. 農林水産業費 |          | 676,530     | △ 46,090    | 630,440    |
|           | 1. 農林費   | 676,530     | △ 46,090    | 630,440    |
| 7. 商工費    |          | 1,490,565   | △ 229,314   | 1,261,251  |
|           | 1. 商工費   | 1,490,565   | △ 229,314   | 1,261,251  |
| 8. 観光費    |          | 1,006,828   | 2,075       | 1,008,903  |
|           | 1. 観光費   | 1,006,828   | 2,075       | 1,008,903  |
| 9. 土木費    |          | 9,889,949   | △ 1,501,445 | 8,388,504  |
|           | 1. 土木管理費 | 112,557     | △ 9,199     | 103,358    |
|           | 2. 道路橋梁費 | 2,766,942   | △ 359,631   | 2,407,311  |
|           | 3. 河川費   | 638,479     | 334         | 638,813    |
| 4. 都市計画費  |          | 3,962,774   | △ 1,134,038 | 2,828,736  |
|           | 6. 住宅費   | 516,540     | 1,089       | 517,629    |
| 10. 消防費   |          | 3,878,107   | 7,010       | 3,885,117  |
|           | 1. 消防費   | 3,878,107   | 7,010       | 3,885,117  |

| 款         | 項        | 事業名               | 金額        |
|-----------|----------|-------------------|-----------|
| 8. 観光費    | 1. 観光費   | 観光客誘致対策経費         | 15,000    |
|           |          |                   | 15,000    |
| 9. 土木費    | 2. 道路橋梁費 | 道路管理経費            | 979,565   |
|           |          | 道路橋梁新設改良事業        | 4,600     |
|           |          | 河川堤防改修事業          | 327,000   |
|           |          | 河川堤防改修事業          | 368,300   |
| 10. 消防費   | 4. 都市計画費 | まちづくり基本計画策定経費     | 4,665     |
|           |          | 歴史的風形成建造物保存整備事業経費 | 21,000    |
|           |          | 街路事業              | 247,400   |
|           |          | 公園事業              | 6,600     |
| 11. 教育費   | 1. 消防費   | 消防施設維持補修経費        | 2,600     |
|           |          |                   | 147,500   |
| 12. 災害復旧費 | 1. 災害復旧費 | 小学校施設整備事業         | 119,000   |
|           |          | 中学校施設整備事業         | 25,000    |
|           |          | 社会教育施設整備事業        | 3,500     |
|           |          | 農林水産業施設災害復旧費      | 366,200   |
|           |          | 土木施設災害復旧費         | 52,400    |
|           |          | 教育施設災害復旧費         | 234,800   |
| 合 計       |          |                   | 2,177,723 |

| 款         | 項            | 補正前の額       | 補正額         | 計           |
|-----------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 11. 教育費   | 1. 教育総務費     | 10,894,580  | 104,526     | 10,999,106  |
|           |              | 2,516,899   | 58,740      | 2,575,639   |
|           |              | 1,690,693   | 16,865      | 1,707,558   |
|           |              | 678,641     | 12,880      | 691,521     |
|           |              | 1,006,682   | 9,357       | 1,016,039   |
|           |              | 999,587     | 5,154       | 1,004,741   |
|           |              | 2,637,949   | 1,530       | 2,639,479   |
| 12. 災害復旧費 | 農林水産業施設災害復旧費 | 541,819     | △ 98,000    | 443,819     |
|           |              | 176,819     | △ 98,000    | 78,819      |
| 歳 出 合 計   |              | 129,284,111 | △ 1,679,284 | 127,604,827 |

第2表 繰越明許費

| 款         | 項        | 事業名            | 金額      |
|-----------|----------|----------------|---------|
| 2. 総務費    | 1. 総務管理費 | スポーツ施設整備事業     | 11,000  |
|           |          |                | 11,000  |
| 3. 民生費    | 1. 社会福祉費 | 環境改善施設整備事業     | 25,000  |
|           |          | 障害者福祉施設整備事業    | 64,500  |
|           |          | 認定こども園施設整備事業   | 525,700 |
| 4. 衛生費    | 1. 保健衛生費 | 保健衛生施設整備事業     | 40,000  |
|           |          |                | 40,000  |
| 6. 農林水産業費 | 1. 農林費   | 美しい森林づくり基本整備経費 | 658     |
|           |          | 交付金事業経費        | 658     |



第3表 地方債補正

1. 追加分

| 起債の目的 | 限度額<br>千円 | 起債の方法          | 利率   | 償還の方法  |
|-------|-----------|----------------|--|--|
| 減収補填  | 58,200    | 普通貸借<br>又は債券発行 | 5.0%以内<br>(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後において見直し後の利率とする。) | 政府資金についてはその確保条件により、銀行その他の場合には、その償還との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができらる。 |
| 計     | 58,200    |                |  |  |

平成29年度奈良市国民健康保険  
特別会計補正予算(第3号)

平成29年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,700,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2. 変更分

| 起債の目的      | 限度額        |            |
|------------|------------|------------|
|            | 補正前<br>千円  | 補正後<br>千円  |
| 福祉施設整備事業   | 702,600    | 697,100    |
| 道路事業       | 1,393,100  | 1,270,000  |
| 都市計画事業     | 978,300    | 503,000    |
| 消防施設整備事業   | 94,100     | 79,100     |
| 義務教育施設整備事業 | 683,100    | 703,400    |
| 災害復旧事業     | 272,900    | 226,700    |
| 臨時財政対策     | 6,300,000  | 6,161,500  |
| 計          | 12,580,700 | 11,797,400 |

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款      | 項          | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円 | 計<br>千円    |
|--------|------------|-------------|-----------|------------|
| 9. 繰入金 |            | 2,884,240   | 1,000     | 2,885,240  |
|        | 1. 一般会計繰入金 | 2,739,638   | 1,000     | 2,740,638  |
| 歳入     | 合計         | 44,699,067  | 1,000     | 44,700,067 |

平成29年度奈良市土地区画整理事業  
特別会計補正予算(第2号)

平成29年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ582,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳出

| 款      | 項        | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円 | 計<br>千円    |
|--------|----------|-------------|-----------|------------|
| 1. 総務費 |          | 360,699     | 1,000     | 361,699    |
|        | 1. 総務管理費 | 284,392     | 1,000     | 285,392    |
| 歳出     | 合計       | 44,699,067  | 1,000     | 44,700,067 |

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款        | 項          | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円 | 計<br>千円   |
|----------|------------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 国庫支出金 |            | 1,142,315   | △346,400  | 795,915   |
|          | 1. 国庫交付金   | 1,142,315   | △346,400  | 795,915   |
| 2. 繰入金   |            | 816,326     | 700       | 817,026   |
|          | 1. 一般会計繰入金 | 816,326     | 700       | 817,026   |
| 4. 市債    |            | 1,279,500   | △236,400  | 1,043,100 |
|          | 1. 市債      | 1,279,500   | △236,400  | 1,043,100 |
| 歳入       | 合計         | 3,239,000   | △582,100  | 2,656,900 |

歳出

| 款                    | 項                 | 補正前の額<br>千円 | 補正額<br>千円 | 計<br>千円   |
|----------------------|-------------------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費  |                   | 1,834,550   | △465,300  | 1,469,250 |
|                      | 西大寺駅南地区土地区画整理事業費  | 1,834,550   | △465,300  | 1,469,250 |
| 2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費 |                   | 630,850     | △116,800  | 514,050   |
|                      | JR奈良駅南地区土地区画整理事業費 | 630,850     | △116,800  | 514,050   |
| 歳出                   | 合計                | 3,239,000   | △582,100  | 2,656,900 |

第2表 繰越明許費

| 款                   | 項                 | 事業名              | 金額<br>千円  |
|---------------------|-------------------|------------------|-----------|
| 1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費 | 西大寺駅南地区土地区画整理事業費  | 西大寺駅南地区土地区画整理事業  | 1,100,900 |
|                     | JR奈良駅南地区土地区画整理事業費 | JR奈良駅南地区土地区画整理事業 | 163,600   |
| 合計                  |                   |                  | 1,264,500 |

第3表 地方債補正

1. 変更分

| 起債の目的            | 限度額       |           |
|------------------|-----------|-----------|
|                  | 補正前<br>千円 | 補正後<br>千円 |
| 西大寺駅南地区土地区画整理事業  | 895,600   | 718,400   |
| JR奈良駅南地区土地区画整理事業 | 383,900   | 324,700   |
| 計                | 1,279,500 | 1,043,100 |

(平成30年3月26日揭示済)

**奈良市告示第160号**

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱（平成14年奈良市告示第390号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条中「及び前条」を削り、同条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この告示による改正前の奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱第6条の規定により平成30年3月31日において無料乗車の優遇措置を受けることができる者は、平成30年度に限り、1年度につき25回を限度とする無料乗車の優遇措置を受けることができる。

(平成30年3月26日揭示済)

**奈良市告示第161号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成30年3月26日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号      | 事業所           |             | 事業者                 |           | 指定年月日      |
|------------|---------------|-------------|---------------------|-----------|------------|
|            | 所在地           | 名称          | 主たる事務所の所在地          | 名称        |            |
| 2991000031 | 奈良県香芝市良福寺37-3 | グループホームかしの木 | 奈良県高市郡高取町大字市尾1075番地 | 社会福祉法人朱鳥会 | 平成30年3月25日 |

(平成30年3月26日揭示済)

**奈良市告示第162号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年3月26日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年1月23日 奈良市指令整開 第17A-41号

平成30年2月26日 奈良市指令整開

第17A-41-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年3月26日 第1623号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市石木町631番2及び635番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信

(平成30年3月26日揭示済)

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                    | 変更後                  |
|------------|------------------------|----------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 岡口 吉偉<br>奈良市高樋町501番地の1 | 石巻 昌孝<br>奈良市高樋町457番地 |

2 変更の年月日

平成30年2月11日

(平成30年3月26日揭示済)

**奈良市告示第164号**

奈良市都祁農畜産物処理加工施設、奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び針テラス情報館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市針ヶ別所町1025番地

奈良市都祁農畜産物処理加工施設

奈良市都祁農林水産物処理加工施設

奈良市針町345番地

奈良市針テラス情報館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中院町21番地

地域活性局共同体

代表 藤丸 正明

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**奈良市告示第163号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により高樋町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月26日

奈良市長 仲川元庸

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市針テラス情報館条例（平成17年奈良市条例第41号）第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (4) 奈良市針テラス情報館並びに奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

（平成30年3月28日揭示済）

奈良市告示第165号

奈良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱（平成27年奈良市告示第723号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の前日に、この告示による廃止前の奈

良市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第7条又は第14条の規定に基づきなされた申請に係る補助金の交付については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

（平成30年3月28日揭示済）

奈良市告示第166号

平成30年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成30年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成30年度奈良市一般会計予算
- 2 平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 3 平成30年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 5 平成30年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 6 平成30年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 7 平成30年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 8 平成30年度奈良市介護保険特別会計予算
- 9 平成30年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 10 平成30年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 11 平成30年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 平成30年度奈良市病院事業会計予算
- 13 平成30年度奈良市水道事業会計予算
- 14 平成30年度奈良市下水道事業会計予算

平成30年度奈良市一般会計予算

平成30年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,526,400千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款              | 項              | 金額         |
|----------------|----------------|------------|
| 1. 市           | 税              | 52,888,318 |
|                | 1. 市民税         | 26,457,455 |
|                | 2. 固定資産税       | 19,789,138 |
|                | 3. 軽自動車税       | 609,263    |
|                | 4. 市たばこ税       | 1,728,754  |
|                | 5. 入湯税         | 14,472     |
|                | 6. 事業所税        | 953,952    |
|                | 7. 都市計画税       | 3,335,284  |
| 2. 地方譲与        | 税              | 820,000    |
|                | 1. 地方揮発油譲与税    | 230,000    |
|                | 2. 自動車重量譲与税    | 590,000    |
| 3. 利子割交付金      |                | 160,000    |
| 4. 配当割交付金      |                | 160,000    |
|                | 1. 配当割交付金      | 850,000    |
| 5. 株式等譲渡所得割交付金 |                | 850,000    |
|                | 1. 株式等譲渡所得割交付金 | 900,000    |
| 6. 地方消費税交付金    |                | 6,400,000  |
|                | 1. 地方消費税交付金    | 6,400,000  |
| 7. ゴルフ場利用税交付金  |                | 300,000    |
|                | 1. ゴルフ場利用税交付金  | 300,000    |
| 8. 自動車取得税交付金   |                | 280,000    |
|                | 1. 自動車取得税交付金   | 280,000    |

| 款                        | 項                        | 金額         |
|--------------------------|--------------------------|------------|
| 9. 国有提供施設等所在<br>市町村助成交付金 |                          | 3,110      |
|                          | 1. 国有提供施設等所在<br>市町村助成交付金 | 3,110      |
| 10. 地方特例交付金              |                          | 230,000    |
|                          | 1. 地方特例交付金               | 230,000    |
| 11. 地方交付税                |                          | 14,100,000 |
|                          | 1. 地方交付税                 | 14,100,000 |
| 12. 交通安全対策特別交付金          |                          | 50,000     |
|                          | 1. 交通安全対策特別交付金           | 50,000     |
| 13. 分担金及び負担金             |                          | 1,371,922  |
|                          | 1. 分担金                   | 13,165     |
|                          | 2. 負担金                   | 1,358,757  |
| 14. 使用料及び手数料             |                          | 2,384,850  |
|                          | 1. 使用料                   | 1,741,905  |
|                          | 2. 手数料                   | 642,945    |
| 15. 国庫支出金                |                          | 23,508,640 |
|                          | 1. 国庫負担金                 | 20,244,723 |
|                          | 2. 国庫補助金                 | 1,293,764  |
|                          | 3. 国庫委託金                 | 156,227    |
|                          | 4. 国庫交付金                 | 1,813,926  |
| 16. 県支出金                 |                          | 8,362,787  |
|                          | 1. 県負担金                  | 6,156,430  |
|                          | 2. 県補助金                  | 1,988,096  |
|                          | 3. 県委託金                  | 123,433    |
|                          | 4. 県交付金                  | 94,828     |

| 款         | 項          | 金額         |
|-----------|------------|------------|
| 3. 民生費    | 4. 戸籍台帳費   | 604,169    |
|           | 5. 選挙費     | 113,198    |
|           | 6. 統計調査費   | 29,507     |
|           | 7. 監査委員費   | 83,464     |
|           |            | 58,698,522 |
|           | 1. 社会福祉費   | 25,498,815 |
|           | 2. 児童福祉費   | 19,812,528 |
| 4. 衛生費    | 3. 生活保護費   | 13,153,553 |
|           | 4. 国民年金事務費 | 233,626    |
|           |            | 11,233,080 |
|           | 1. 保健衛生費   | 2,968,313  |
| 5. 労働費    | 2. 保健所費    | 1,878,530  |
|           | 3. 清掃費     | 5,764,466  |
|           | 4. 上下水道費   | 621,771    |
|           |            | 123,291    |
| 6. 農林水産業費 | 1. 労働諸費    | 123,291    |
|           |            | 1,000,783  |
| 7. 商工費    | 1. 農林費     | 1,000,783  |
|           |            | 1,382,783  |
| 8. 観光費    | 1. 商工費     | 1,382,783  |
|           |            | 996,657    |
| 9. 土木費    | 1. 観光費     | 996,657    |
|           |            | 9,785,513  |
|           | 1. 土木管理費   | 117,341    |
|           | 2. 道路橋梁費   | 2,933,039  |

| 款        | 項              | 金額          |
|----------|----------------|-------------|
| 17. 財産収入 |                | 561,578     |
|          | 1. 財産運用収入      | 118,039     |
| 18. 寄附金  | 2. 財産売却収入      | 443,539     |
|          |                | 302,800     |
| 19. 繰入金  | 1. 寄附金         | 302,800     |
|          |                | 507,382     |
| 20. 諸収入  | 1. 特別会計繰入金     | 3,880       |
|          | 2. 基金繰入金       | 503,502     |
|          |                | 3,291,913   |
|          | 1. 延滞金・加算金及び過料 | 230,000     |
| 21. 市債   | 2. 預金利子        | 260         |
|          | 3. 貸付金元利収入     | 1,110,130   |
|          | 4. 雑収入         | 1,951,523   |
|          |                | 13,253,100  |
|          | 1. 市債          | 13,253,100  |
| 歳入合計     |                | 130,526,400 |

| 款      | 項        | 金額         |
|--------|----------|------------|
| 1. 議会費 |          | 716,529    |
|        | 1. 議会費   | 716,529    |
| 2. 総務費 |          | 14,220,133 |
|        | 1. 総務管理費 | 10,563,369 |
|        | 2. 企画費   | 1,539,701  |
|        | 3. 徴税費   | 1,286,725  |

第2表 総経費

1. 新規分

| 款   | 項   | 事業名           | 総額<br>千円 | 年度                         | 年割額<br>千円                  |
|-----|-----|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|
| 総務費 | 徴税費 | 固定資産路線価<br>付設 | 130,000  | 平成30年度<br>平成31年度<br>平成32年度 | 25,000<br>88,000<br>22,000 |

第3表 債務負担行為

1. 新規分

| 事   | 項 | 期間                   | 限度<br>千円 |
|---|---|----------------------|----------|
| 税額通知書印刷等経費                                |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 15,000   |
| 知事及び県議会議員選挙費                              |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 44,000   |
| 生活困窮者自立相談業務委託                             |   | 平成30年度から<br>平成33年度まで | 172,500  |
| 香美ヶ丘地域子育て支援センターほか3事業所<br>による地域子育て支援拠点事業委託 |   | 平成30年度から<br>平成35年度まで | 118,620  |
| 子ども園給食食材調達経費                              |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 2,300    |
| 保育園給食食材調達経費                               |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 2,000    |
| 市営霊地清掃業務委託                                |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 3,070    |
| がん検診受診券印刷等経費                              |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 3,400    |
| 最終処分地浸出水処理用薬品購入経費                         |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 21,000   |
| 最終処分地濃縮処理業務委託                             |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 62,000   |
| 環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費                        |   | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 77,000   |

| 款   | 項              | 金額<br>千円    |
|-----|----------------|-------------|
| 3.  | 河川費            | 381,226     |
| 4.  | 都市計画費          | 3,940,586   |
| 5.  | 下水道費           | 1,926,311   |
| 6.  | 住宅費            | 487,010     |
| 10. | 消防費            | 3,970,159   |
| 11. | 教育費            | 3,970,159   |
|     |                | 10,281,377  |
| 1.  | 教育総務費          | 2,578,156   |
| 2.  | 小学校費           | 1,204,243   |
| 3.  | 中学校費           | 752,047     |
| 4.  | 高等学校費          | 1,093,239   |
| 5.  | 幼稚園費           | 660,105     |
| 6.  | 社会教育費          | 1,402,315   |
| 7.  | 保健体育費          | 2,591,272   |
|     |                | 44,000      |
| 12. | 災害復旧費          |             |
|     |                | 12,000      |
| 1.  | 農林水産業施設<br>復旧費 |             |
| 2.  | 土木施設災害復旧費      | 32,000      |
|     |                | 17,896,589  |
| 13. | 公債費            |             |
|     |                | 17,896,589  |
| 14. | 諸支出金           |             |
|     |                | 126,984     |
| 1.  | 地元公共事業基金       | 120,984     |
| 2.  | 財政調整基金         | 5,000       |
| 3.  | 減債基金           | 1,000       |
| 15. | 予備費            |             |
|     |                | 50,000      |
|     |                | 50,000      |
|     | 歳出合計           | 130,526,400 |



第4表 地方債

| 起債の目的      | 限度額<br>千円  | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法  |
|------------|------------|-------|---|--|
| 庁舎等施設整備事業  | 123,400    | 普通債   | 5.0%以内<br>(利率見直し方式により見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。 |
| 文化振興施設整備事業 | 49,000     | "     | "   | "  |
| 福祉施設整備事業   | 1,121,100  | "     | "   | "  |
| 環境改善事業     | 35,500     | "     | "   | "  |
| 保健衛生施設整備事業 | 1,103,000  | "     | "   | "  |
| 清掃施設整備事業   | 450,600    | "     | "   | "  |
| 土地基盤整備事業   | 54,800     | "     | "   | "  |
| 治山事業       | 13,000     | "     | "   | "  |
| 観光施設整備事業   | 16,200     | "     | "   | "  |
| 道路事業       | 1,441,700  | "     | "   | "  |
| 河川事業       | 232,000    | "     | "   | "  |
| 都市計画事業     | 1,077,500  | "     | "   | "  |
| 公営住宅建設事業   | 98,400     | "     | "   | "  |
| 消防施設整備事業   | 134,000    | "     | "   | "  |
| 義務教育施設整備事業 | 370,400    | "     | "   | "  |
| 高等学校施設整備事業 | 81,500     | "     | "   | "  |
| 幼稚園施設整備事業  | 1,000      | "     | "   | "  |
| 社会教育施設整備事業 | 63,700     | "     | "   | "  |
| 災害復旧事業     | 36,300     | "     | "   | "  |
| 退職手当       | 550,000    | "     | "   | "  |
| 臨時財政対策     | 6,200,000  | "     | "   | "  |
| 計          | 13,253,100 |       |   |  |

| 事項                              | 期間               | 限度額<br>千円                  |
|---------------------------------|------------------|----------------------------|
| 環境清美工場ごみ投入クレーン運搬管理業務委託          | 平成30年度から平成31年度まで | 25,000                     |
| 環境清美工場焼却灰等運搬業務委託                | 平成30年度から平成31年度まで | 15,800                     |
| 環境清美工場重機賃借料                     | 平成30年度から平成31年度まで | 5,000                      |
| 環境清美工場ばい煙等測定分析手数料               | 平成30年度から平成31年度まで | 8,200                      |
| 環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料        | 平成30年度から平成31年度まで | 5,300                      |
| 衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費             | 平成30年度から平成31年度まで | 28,600                     |
| 北部第806号線道路新設・改良事業               | 平成30年度から平成31年度まで | 200,000                    |
| 大和西大寺駅周辺地区まちづくり基本計画策定業務委託       | 平成30年度から平成31年度まで | 15,000                     |
| 都市・地域総合交通戦略策定業務委託               | 平成30年度から平成31年度まで | 12,000                     |
| 立地適正化計画策定業務委託                   | 平成30年度から平成31年度まで | 14,000                     |
| 感染性廃棄物収集運搬処分手数料                 | 平成30年度から平成31年度まで | 1,100                      |
| 埋蔵文化財調査センター清掃業務委託               | 平成30年度から平成31年度まで | 1,301                      |
| 学校給食調理員等検便手数料                   | 平成30年度から平成31年度まで | 1,711                      |
| 指定管理者による奈良市針ヶ原情報館ほか2施設の管理に要する経費 | 平成30年度から平成34年度まで | 協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額 |

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款      | 項     | 金額     |
|--------|-------|--------|
| 1. 諸収入 |       | 11,100 |
|        | 1. 雑入 | 11,100 |
| 歳入合計   |       | 11,100 |

歳出

| 款               | 項        | 金額     |
|-----------------|----------|--------|
| 1. 住宅新築資金等貸付事業費 |          | 6,540  |
|                 | 1. 総務管理費 | 6,540  |
| 2. 公債費          |          | 4,560  |
|                 | 1. 公債費   | 4,560  |
| 歳出合計            |          | 11,100 |

平成30年度奈良市住宅新築資金等  
貸付金特別会計予算

平成30年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款           | 項              | 金額         |
|-------------|----------------|------------|
| 1. 国民健康保険料  |                | 7,589,788  |
| 2. 使用料及び手数料 |                | 120        |
| 3. 国庫支出金    |                | 1          |
| 4. 療養給付費交付金 |                | 1          |
| 5. 県支出金     |                | 26,484,224 |
| 6. 財産収入     |                | 181        |
| 7. 雑収入      |                | 2,434,903  |
| 8. 諸収入      |                | 90,782     |
|             | 1. 国民健康保険料     | 7,589,788  |
|             | 1. 手数料         | 120        |
|             | 1. 国庫負担金       | 1          |
|             | 1. 療養給付費交付金    | 1          |
|             | 1. 県補助金        | 26,484,224 |
|             | 1. 財産運用収入      | 181        |
|             | 1. 一般会計繰入金     | 2,434,903  |
|             | 1. 延滞金及び過料     | 101        |
|             | 2. 雑入          | 85,881     |
|             | 3. 療養費等指定公費返還金 | 4,800      |
|             | 歳入合計           | 36,600,000 |

平成30年度奈良市国民健康保険  
特別会計予算

- 平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,600,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。
- (一時借入金)
- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

| 款       | 支 出 金 | 項              | 金 額          |
|---------|-------|----------------|--------------|
| 8. 諸    | 支 出 金 |                | 千円<br>45,526 |
|         |       | 1. 還付及び還付加算金   | 40,726       |
| 9. 予    | 備 費   | 2. 療養費等指定公費立替金 | 4,800        |
|         |       | 1. 予 備 費       | 500          |
| 歳 出 合 計 |       |                | 36,600,000   |

第2表 債務負担行為

1. 新規分

| 事 項             | 期 間                  | 限 度         |
|-----------------|----------------------|-------------|
| 国民健康保険証印刷等経費    | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 千円<br>4,700 |
| 国民健康保険料通知書印刷等経費 | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 5,900       |
| 特定健康診査受診券印刷等経費  | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 2,000       |

| 款                | 項   | 金 額           |
|------------------|---|---------------|
| 1. 総 務 費         |   | 千円<br>368,085 |
|                  | 1. 総 務 管 理 費  | 277,891       |
|                  | 2. 賦 課 徴 収 費  | 89,488        |
| 2. 保 險 給 付 費     | 3. 運 営 協 議 会 費                                      | 706           |
|                  |   | 26,278,508    |
|                  | 1. 給 付 諸 費  | 26,278,508    |
| 3. 事 業 費 納 付 金   |   | 9,539,000     |
|                  | 医 療 給 付 費   | 6,376,000     |
|                  | 1. 事 業 費 納 付 金<br>後 期 高 齢 者 支 援 金<br>2. 事 業 費 納 付 金 | 2,275,000     |
| 4. 共 同 事 業 拠 出 金 | 3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金                            | 888,000       |
|                  |   | 30            |
|                  | 1. 共 同 事 業 拠 出 金                                    | 30            |
| 5. 保 健 事 業 費     |   | 353,170       |
|                  | 1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費                              | 285,454       |
|                  | 2. 保 健 事 業 費  | 67,716        |
| 6. 基 金 積 立 金     |   | 181           |
|                  | 1. 基 金 積 立 金  | 181           |
| 7. 公 債 費         |   | 15,000        |
|                  | 1. 公 債 費  | 15,000        |

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款           | 項           | 金額              |
|-------------|-------------|-----------------|
| 1. 国庫支出金    |             | 千円<br>1,570,035 |
|             | 1. 国庫交付金    | 1,570,035       |
| 2. 保留地処分金収入 |             | 140,000         |
|             | 1. 保留地処分金収入 | 140,000         |
| 3. 繰入金      |             | 584,306         |
|             | 1. 一般会計繰入金  | 584,306         |
| 4. 諸収入      |             | 859             |
|             | 1. 雑収入      | 859             |
| 5. 市債       |             | 1,678,800       |
|             | 1. 市債       | 1,678,800       |
| 歳入合計        |             | 3,974,000       |

歳出

| 款                     | 項                     | 金額              |
|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費   |                       | 千円<br>2,651,200 |
|                       | 1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費   | 2,651,200       |
| 2. J R奈良駅南地区土地区画整理事業費 |                       | 737,800         |
|                       | 1. J R奈良駅南地区土地区画整理事業費 | 737,800         |
| 3. 公債費                |                       | 585,000         |
|                       | 1. 公債費                | 585,000         |
| 歳出合計                  |                       | 3,974,000       |

平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算

平成30年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,974,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年度奈良市市街地再開発  
事業特別会計予算

平成30年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2表 地方債

| 起債の目的                | 限度額<br>千円 | 起債の方法              | 利率  | 償還の方法   |
|----------------------|-----------|--------------------|---|---|
| 西大寺駅南地区<br>土地区画整理事業  | 1,230,400 | 普通借入<br>又は<br>債券発行 | 5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行なった後においては、見直し後の利率とする。) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。 |
| JR奈良駅南地区<br>土地区画整理事業 | 448,400   | 〃                  | 〃   | 〃   |
| 計                    | 1,678,800 |                    |   |   |

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款      | 項          | 金額      |
|--------|------------|---------|
| 1. 繰入金 |            | 186,000 |
|        | 1. 一般会計繰入金 | 186,000 |
| 歳入     | 合計         | 186,000 |

平成30年度奈良市公共用地  
取得事業特別会計予算

平成30年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

| 款      | 項      | 金額      |
|--------|--------|---------|
| 1. 公債費 |        | 186,000 |
|        | 1. 公債費 | 186,000 |
| 歳出     | 合計     | 186,000 |

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款      | 項          | 金額     |
|--------|------------|--------|
| 1. 繰入金 | 金          | 72,600 |
|        | 1. 一般会計繰入金 | 72,600 |
| 歳入     | 合計         | 72,600 |

平成30年度奈良市駐車場事業  
特別会計予算

平成30年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,000千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

| 款      | 項      | 金額     |
|--------|--------|--------|
| 1. 公債費 | 債      | 72,600 |
|        | 1. 公債費 | 72,600 |
| 歳出     | 合計     | 72,600 |



第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款           | 項          | 金額           |
|-------------|------------|--------------|
| 1. 使用料及び手数料 |            | 千円<br>95,275 |
|             | 1. 使用料     | 95,275       |
| 2. 繰入金      |            | 14,444       |
|             | 1. 一般会計繰入金 | 14,444       |
| 3. 諸収入      |            | 281          |
|             | 1. 雑収入     | 281          |
| 歳入合計        |            | 110,000      |

平成30年度奈良市介護保険  
特別会計予算

平成30年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,700,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

| 款         | 項       | 金額            |
|-----------|---------|---------------|
| 1. 駐車場事業費 |         | 千円<br>100,700 |
|           | 1. 駐車場費 | 100,700       |
| 2. 公債費    |         | 9,300         |
|           | 1. 公債費  | 9,300         |
| 歳出合計      |         | 110,000       |

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款          | 項          | 金額         |
|------------|------------|------------|
| 1. 保険料     |            | 7,628,275  |
|            | 1. 介護保険料   | 7,628,275  |
| 2. 国庫支出金   |            | 6,842,222  |
|            | 1. 国庫負担金   | 5,267,334  |
|            | 2. 国庫補助金   | 1,574,888  |
| 3. 支払基金交付金 |            | 8,341,559  |
|            | 1. 支払基金交付金 | 8,341,559  |
| 4. 県支出金    |            | 4,286,084  |
|            | 1. 県負担金    | 4,055,941  |
|            | 2. 県補助金    | 230,143    |
| 5. 財産収入    |            | 8,001      |
|            | 1. 財産運用収入  | 8,001      |
| 6. 繰入金     |            | 4,588,044  |
|            | 1. 一般会計繰入金 | 4,588,044  |
| 7. 諸収入     |            | 5,815      |
|            | 1. 雑収入     | 5,815      |
| 歳入         | 合計         | 31,700,000 |

歳出

| 款          | 項                   | 金額         |
|------------|---------------------|------------|
| 1. 総務費     |                     | 712,426    |
|            | 1. 総務管理費            | 337,354    |
|            | 2. 賦課徴収費            | 23,890     |
|            | 3. 介護認定審査会費         | 351,182    |
| 2. 保険給付費   |                     | 28,687,000 |
|            | 1. 介護サービス等諸費        | 28,687,000 |
| 3. 地域支援事業費 |                     | 1,597,157  |
|            | 1. 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 1,145,191  |
|            | 2. 包括的支援事業費         | 451,966    |
| 4. 基金積立金   |                     | 691,417    |
|            | 1. 基金積立金            | 691,417    |
| 5. 諸支出金    |                     | 12,000     |
|            | 1. 償還金及び還付加算金       | 12,000     |
| 歳出         | 合計                  | 31,700,000 |

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款      | 項          | 金額        |
|--------|------------|-----------|
| 1. 繰入金 |            | 千円<br>900 |
| 2. 繰越金 | 1. 一般会計繰入金 | 900       |
|        |            | 16,754    |
|        | 1. 繰越金     | 16,754    |
| 3. 諸収入 |            | 23,346    |
|        | 1. 貸付金元利収入 | 23,146    |
|        | 2. 雑収入     | 200       |
| 歳入合計   |            | 41,000    |

歳出

| 款                  | 項        | 金額           |
|--------------------|----------|--------------|
| 1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 |          | 千円<br>37,120 |
|                    | 1. 総務管理費 | 7,487        |
|                    | 2. 貸付金   | 29,633       |
| 2. 諸支出金            |          | 3,880        |
|                    | 1. 繰出金   | 3,880        |
| 歳出合計               |          | 41,000       |

平成30年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成30年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款           | 項      | 金額           |
|-------------|--------|--------------|
| 1. 使用料及び手数料 |        | 千円<br>90,000 |
|             | 1. 使用料 | 90,000       |
| 歳入合計        |        | 90,000       |

歳出

| 款          | 項          | 金額          |
|------------|------------|-------------|
| 1. 針テラス事業費 |            | 千円<br>2,600 |
|            | 1. 針テラス事業費 | 2,600       |
| 2. 公債費     |            | 87,400      |
|            | 1. 公債費     | 87,400      |
| 歳出合計       |            | 90,000      |

平成30年度奈良市針テラス  
事業特別会計予算

平成30年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款             | 項              | 金額        |
|---------------|----------------|-----------|
| 1. 後期高齢者医療保険料 |                | 4,872,325 |
|               | 1. 後期高齢者医療保険料  | 4,872,325 |
| 2. 繰入金        |                | 1,020,849 |
|               | 1. 一般会計繰入金     | 1,020,849 |
| 3. 繰越金        |                | 25,000    |
|               | 1. 繰越金         | 25,000    |
| 4. 諸収入        |                | 192,826   |
|               | 1. 延滞金・加算金及び過料 | 300       |
|               | 2. 償還金及び選付加算金  | 8,749     |
|               | 3. 雑入          | 183,777   |
| 歳入合計          |                | 6,111,000 |

平成30年度奈良市後期高齢者医療  
特別会計予算

平成30年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,111,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

歳出

| 款                     | 項                     | 金額        |
|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 総務費                |                       | 65,071    |
|                       | 1. 総務管理費              | 49,771    |
| 2. 徴収費                |                       | 15,300    |
|                       |                       | 5,862,027 |
| 2. 後期高齢者医療<br>広域連合納付金 |                       | 5,862,027 |
|                       | 1. 後期高齢者医療<br>広域連合納付金 | 5,862,027 |
| 3. 保健事業費              |                       | 183,902   |
|                       | 1. 健康保持増進事業費          | 183,902   |
| 歳出合計                  |                       | 6,111,000 |

平成30年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 病床数
  - 一般病床 349床
  - 感染症病床 1床
- 2. 年間患者数
  - (1) 入院 109,500人
  - (2) 外来 227,850人
- 3. 1日平均患者数
  - (1) 入院 300人
  - (2) 外来 775人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|     |           | 収         | 入 |
|-----|-----------|-----------|---|
| 第1款 | 病院事業収益    | 765,132千円 |   |
| 第1項 | 医療収益      | 49,023千円  |   |
| 第2項 | 医療外収益     | 611,166千円 |   |
| 第3項 | 看護師養成事業収益 | 104,943千円 |   |
|     |           | 支         |   |
| 第1款 | 病院事業費用    | 886,900千円 |   |
| 第1項 | 医療費用      | 768,935千円 |   |
| 第2項 | 医療外費用     | 11,525千円  |   |
| 第3項 | 看護師養成事業費用 | 104,940千円 |   |
| 第4項 | 予備費       | 1,500千円   |   |

第2表 債務負担行為

1. 新規分

| 事                  | 項 | 期                | 間 | 限 | 度 | 額           |
|--------------------|---|------------------|---|---|---|-------------|
| 後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費 |   | 平成30年度から平成31年度まで |   |   |   | 千円<br>3,400 |
| 後期高齢者健康診査受診券印刷等経費  |   | 平成30年度から平成31年度まで |   |   |   | 1,600       |
| 後期高齢者医療システム導入経費    |   | 平成30年度から平成35年度まで |   |   |   | 70,000      |

平成30年度奈良市水道事業会計予算

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 収 入       |           |
| 第1款 資本的収入 | 113,100千円 |
| 第1項 補助金   | 1,733千円   |
| 第2項 負担金   | 111,367千円 |

支 出

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 第1款 資本的支出             | 113,100千円 |
| 第1項 建設改良費             | 1,733千円   |
| 第2項 企業債償還金<br>(一時借入金) | 111,367千円 |

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 医業費用
- 第2項 医業外費用
- 第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 職員給与費<br>(他会計からの補助金) | 51,500千円 |
|--------------------------|----------|

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、39,326千円である。

(総則)

第1条 平成30年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 1. 給水戸数        | 174,126戸                 |
| 2. 年間総給水量      | 43,403,610m <sup>3</sup> |
| 3. 1日平均給水量     | 118,913m <sup>3</sup>    |
| 4. 主要な建設改良事業   | 1,660,576千円              |
| (1) 配水施設費      | 24,376千円                 |
| (2) 施設費        | 445,284千円                |
| (3) 配水施設改良費    | 1,012,554千円              |
| (4) 受託配水管改良費   | 59,724千円                 |
| (5) 東部地域建設改良費  | 19,548千円                 |
| (6) 都祁地域建設改良費  | 31,374千円                 |
| (7) 月ヶ瀬地域建設改良費 | 67,716千円                 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|            |             |
|------------|-------------|
| 収 入        |             |
| 第1款 水道事業収益 | 9,157,000千円 |
| 第1項 営業収益   | 7,684,719千円 |
| 第2項 営業外収益  | 1,472,142千円 |
| 第3項 特別利益   | 139千円       |
| 支 出        |             |
| 第1款 水道事業費用 | 8,745,000千円 |
| 第1項 営業費用   | 8,172,434千円 |
| 第2項 営業外費用  | 558,141千円   |

第3項 特別損失 4,425千円  
 第4項 予備費 10,000千円  
 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額2,299,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,233,640千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,360千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 1,524,000千円  
 第1項 企業債 696,600千円  
 第2項 負担金 501,153千円  
 第3項 分担金 326,247千円

支 出

第1款 資本的支出 3,823,000千円  
 第1項 建設改良費 1,934,596千円  
 第2項 固定資産取得費 54,894千円  
 第3項 企業債償還金 1,097,472千円  
 第4項 長期割賦金 726,038千円  
 第5項 予備費 10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款     | 項   | 事業名            | 総額<br>千円 | 年度 | 年割額<br>千円 |
|-------|-----|----------------|----------|----|-----------|
| 資本的支出 | 施設費 | 平城西配水池<br>更新工事 | 745,200  | 30 | 79,164    |
|       |     |                |          | 31 | 351,216   |
|       |     |                |          | 32 | 314,820   |

| 款     | 項           | 事業名                | 総額<br>千円 | 年度 | 年割額<br>千円 |
|-------|-------------|--------------------|----------|----|-----------|
| 資本的支出 | 配水施設<br>改良費 | 口径600耗<br>配水本管更生工事 | 619,920  | 30 | 227,880   |
|       |             |                    |          | 31 | 353,160   |
|       |             |                    |          | 32 | 38,880    |

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項                 | 期間                   | 限度額<br>千円 |
|--------------------|----------------------|-----------|
| 須川ダム耐震性能<br>照査業務委託 | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 74,520    |

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的    | 限度額<br>千円 | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法  |
|----------|-----------|-------|---|--|
| 建設改良費に充当 | 696,600   | 証書借入  | 5.0%以内<br>(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後において、見直し後の利率とする。) | 借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用